

第4回科学技術政策に かかる専門委員会	参 資
平成14年 5月29日	5

構造改革と経済財政の中期展望について(抜粋)

〔平成14年1月25日〕
閣議決定

構造改革と経済財政の中期展望を別紙のとおり定める。

2. 中期的に実現を目指す経済社会の姿

(3) 強靭な経済、財政の実現

(効率的で持続可能な財政への転換)

配分の重点化、諸制度の改革、さらには事務事業の効率化、PFIの活用などを中心とする財政構造改革を推進することにより、歳出の質を改善するとともに、歳出を抑制する。国と地方のこうした取組みを通じて簡素で効率的な政府を実現し、「改革と展望」期間中の政府の大きさ（一般政府の支出規模のGDP比）は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す。また、受益と負担の関係についても引き続き検討を行うこととする。

着実な経済成長と適切な財政構造改革なくして財政の健全化はあり得ない。上述の民間需要主導の着実な成長と財政構造改革の結果、国と地方を合わせたプライマリーバランスの赤字は縮小し、そのGDP比は最終年度前後には現状（2000年度4.3%）の半分程度に低下すると見込まれる。更に、「改革と展望」の対象期間の後も、その期間と同程度の財政収支改善努力が続けられ、民間需要主導の着実な経済成長が継続するすれば、2010年代初頭にプライマリーバランスは黒字化することとなる。また、政府の債務残高の対GDP比の動向も、金利の安定が継続すれば、同じ頃には改善すると見込まれる。

我が国の人囗が2008年頃までには減少に転じること、2010年～2015年頃にかけ、これまで労働力人口の中核であったベビーブーム世代が年金受給者となることなどを考慮すれば、2010年代初頭にはプライマリーバランスを黒字化することが望まれる。

ここで述べた経済財政の将来展望は、現時点で得られる情報を最大限活用して行った予測を参考としているが、変化の激しい時代にあって、予測には不確実性を伴う。特に、プライマリーバランスなどの財政収支の見通しには、税収の変動など不確実な要素が多い。したがって、上で示したプライマリーバランス均衡の達成時期の見込みなどについては、相当の幅を持って見る必要がある。また、構造改革による需要創出効果などについても、継続的な点検が必要である。「改革と展望」は毎年度改定することとしており、仮に経済がその想定から大きく外れる状況（例えば世界経済の著しい悪化により外需が急減する場合や、逆に構造改革の進展などによって、予想以上に企業業績等が改善する場合など）が生じる場合には、財政健全化のペースなども見直す必要がある。

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

(5) 持続可能な社会保障制度

社会保障制度は、国民にとって最も大切な生活インフラであり、国民の生涯設計における重要なセーフティネットである。これに対する信頼なしには、国民の安心と生活の安定はあり得ないし、経済発展の阻害要因ともなる。このため、社会保障制度は、経済と調和し、将来にわたり持続可能で安心できるものとなるように再構築していかなければならない。また、併せて、生涯現役社会を目指した取組みを進めることも、社会保障制度の持続可能性を高めていく上で重要である。

(社会保障の総合化)

年金、医療、介護、雇用等の社会保障制度について、機能分担の見直し、重複給付の是正、保険料徴収の効率化等、社会保障の総合化の観点から、計画的に見直しを進める。

更に、ITの活用により、社会保障番号制の導入と個人に社会保障に関する情報提供等を行う仕組みの構築に向けて検討を進める。

(医療サービスの効率化の徹底と医療保険制度の改革)

国民皆が必要な医療を安心して受けられるという国民皆保険制度を守っていくために、平成14年度に医療制度の改革を行う。

また、更に、一元化を含む医療保険制度の在り方、新たな高齢者医療制度の在り方、診療報酬体系の在り方等医療制度の将来方向についても検討していくことが必要である。

(持続可能な年金制度の構築)

年金制度については、今後とも給付と負担の均衡を図りながら、持続可能な制度に向けて、国民の信頼を高めていくことが重要である。

このためにも、年金制度の意義や役割について国民、特に若い世代の理解を深める取組みが不可欠であるとともに、国民年金の未納未加入問題について厳正な適用と保険料徴収の推進など徹底的な対策に早急に取り組む必要がある。

また、就労形態の多様化・個人のライフスタイルの多様化等に対応した制度設計の見直し、勤労収入等のある高齢者に対する年金給付の在り方の見直し、世代間・世代内の公平を確保するための年金税制の見直し、年金保険料引上げの早期凍結解除、平成12年度改正法附則（「当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の1／2への引上げを図るものとする」と

規定。)への対応、年金積立金の在り方のほか、将来に向けて持続可能な制度を構築するための具体的な方策について、議論を深めていく必要がある。

(介護サービスと医療の適切な役割分担と在宅介護サービスの推進)

介護保険制度は順調に定着しつつあるが、高齢者医療と介護サービスの適切な役割分担を果たすためにも、介護サービス、特に在宅サービスについて、更に利用を促進していく必要がある。

このため、ケアマネジャーによるサービス利用の支援等の充実を図る。また、PF1の活用等を図りながら、ケアハウス、生活支援ハウスの整備などを行うとともに、官民資産を活用した中所得者向け「安心ハウス構想」についてもビジネスモデルとしての構築を含め検討を行い、在宅サービスを利用しやすい高齢者用の施設や住宅の普及を図る。

(子育て支援対策の充実)

平成16年度までに、PF1の活用をはじめ公設民営の推進等によって保育所等への児童受入れ数を拡大する保育所待機児童ゼロ作戦を推進する。また、放課後児童クラブ等の放課後児童受入れ体制の整備を進める。

更に、地域によっては、平成17年度以降においても、保育所や、幼稚園における預かり保育、保育ママ、自治体における様々な単独施策等による児童受入れ数の拡大が必要となる可能性が高く、保育所等の整備に当たっては、公設民営の推進、民間参入の促進をしていくことが必要である。